

指定管理者（候補者）の選定結果について

沖縄県が設置する下記の「公の施設」について、指定管理者（候補者）を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、平成29年度沖縄県議会（11月定例会）の議決を経た後に行うこととなります。

1 対象施設

- (1) 施設名称 沖縄県立石嶺児童園
- (2) 施設の概要 保護者のない児童、虐待されている児童等を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談等を行う施設。
- (3) 設置場所 那覇市首里石嶺町4丁目394番地

2 選定方法

- (1) 指定管理者制度運用委員会構成員
 - 委員 竹沢 昌子（学識経験者）
 - 委員 比嘉 孝明（財務に精通する者）
 - 委員 玉城 孝（施設の機能又は管理業務の性質に応じた専門的知識を有するもの）
 - 委員 砂川 恵正（入所者の意見を代弁できる者）
 - 委員 松川 園子（入所者の意見を代弁できる者）
- (2) 審査の経緯
 - 平成29年7月14日 第1回運用委員会（選定方法等の検討）
 - 平成29年10月20日 第2回運用委員会（プレゼンテーション・質疑、審査）

(3) 選定基準等

ア. 選定基準及び審査の内容

選定基準	審査項目	審査内容	配点
1 県民の公平な利用を確保できるもの（条例第6条第1号）	設置目的の理解度	・応募の理由、児童園の運営方針が施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5
2 児童園の効用を最大限発揮させると	施設管理	・適切な施設の維持管理が確保されているか。また、効率的に管理運営し、	

<p>ともに、効率的な管理がなされるものであること（条例第6条第2号）</p>		<p>経費の削減に取り組む内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 	<p>10</p>
	<p>支援の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の生活指導、心理的援助、問題行動への対応等が適切か。 ・子どもの権利擁護のための取組みは適切か。 ・発達障害児、虐待等により社会生活への適応が困難となった児童、問題のある児童等、特に配慮が必要な児童への支援が適切か。 ・入所児童への自立支援体制が確立されているか。 ・給食・保健衛生に配慮しているか。 ・教養娯楽に配慮しているか。 ・関係機関や地域住民との連携による入所児童の支援体制が確保できるか。 	<p>35</p>
<p>3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。（条例第6条第3号）</p>	<p>実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置数は、県が示した配置基準を満たし、入所児童の支援の維持・向上に対応可能な数が確保されているか。 ・指導的な立場の職員や直接支援職員は、県が示した児童福祉施設等における経験のある者を配置しているか。 ・採用・配置の考え方が適切であるか。（児童支援のための専門性の確保） ・職員の勤務体制及び職員間の連絡調整の考え方は適切であるか。 ・採用時、人事異動時における基礎研修及び専門性の向上のための研修の実施が確保されているか。 ・労働法令を遵守し、雇用労働条件への適切な配慮がなされているか。 ・適切に個人情報管理できるか。 	<p>35</p>

	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> 安定した経営基盤を有しているか。 収入・支出の積算が妥当であり事業計画との整合性が図られているか。 	10
	経験実績	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の良好な運営実績を有するか。 法人及び施設指導監査等において、過去3年間に重大な指摘事項がない、又は改善結果が良好であるか。 	10
4 上記1～3のほか、児童園の設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること（条例第6条第4号）	優位性	<ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、児童園の設置目的を達成するための優位性はあるか。 	5
合 計			110

- (1) 評価点は110点満点とし、最低基準点は75点とする。
- (2) 申請書類、プレゼンテーション、質疑応答の内容に応じて、審査採点票の審査項目毎に「非常に優れている5点～劣っている1点」の範囲で加点していき、その合計点を評価点とする。
- (3) 各委員の評価点の合計点数が、応募団体の中で最も高く、かつ、最低基準点の375点以上であった団体を、指定管理候補者として選定する。
- (4) 375点を下回った団体は候補選定から除外する。
- (5) 375点を上回ったものの、それぞれの委員の点数において75点未満の評価があった法人は、候補選定から除外する。
- (6) 最も高い評価点を得た団体が複数となった場合、その後の委員の協議において候補者を選定する。

3 選定結果

(1) 申請団体名

社会福祉法人 美原福社会
社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団
社会福祉法人 偕生会

(2) 評価点数

順位	団体名	設置目的の理解度	施設管理	支援の質の向上	実施体制	経営基盤	経験実績	優位性	合計
1位	社会福祉法人 偕生会	21	40	130	139	39	37	21	427
2位	A法人	21	38	135	134	39	38	20	425
3位	B法人	22	41	125	135	40	38	21	422

4 指定管理者（候補者）

- (1) 団体名 社会福祉法人 偕生会
(2) 代表者名 理事長 安里 政晃
(3) 住所 那覇市首里石嶺町4丁目390番地

5 選定理由

平成29年度第2回沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会において、申請団体である社会福祉法人偕生会の事業計画書等の内容を審査し、プレゼンテーション及び委員による質疑を実施した結果、評価点数の合計点が最も高く、かつ、最低基準を上回る結果となった。

委員からは、子どもを中心という考えがあった。との意見があり、今後は子どもの権利擁護に関する知識を深め、職員配置や保護者支援等の計画実現に向けた取組みに期待するとの意見があった。

この審議結果を踏まえて、石嶺児童園の管理運営を適正かつ確実に行うことができるものと判断したことから、指定管理者（候補者）として選定した。

6 指定の期間（予定）

平成30年4月1日～平成35年3月31日まで